東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「同項の支払期日」を「最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十二号まで」を「第百八十一号まで」に改め、第七十六号を削り、第七十七号を第七十六号とし、第七十八号から第八十八号までを一号ずつ繰り上げ、第八十九号及び第九十号を削り、第九十一号を第八十八号とし、第九十二号を第八十九号とし、第九十三号を削り、第九十四号を第九十号とし、第九十五号から第百三号までを四号ずつ繰り上げ、第百四号を削り、第百五号を第百号とし、第百六号から第百二十三号までを五号ずつ繰り上げ、第百二十四号を削り、第百二十五号を第百十九号とし、第百二十六号から第百六十八号までを六号ずつ繰り上げ、第百六十九号を削り、第百七十号を第百六十三号とし、第百七十一号から第百八十二号までを七号ずつ繰り上げ、同条に次の六号を加える。

百七十六　地方消費者行政強化交付金
百七十七　地域自殺対策強化交付金（第三十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百七十八　農業水利施設保全管理整備交付金
百七十九　農業生産工程管理推進事業交付金
百八十　六次産業化市場規模拡大対策推進交付金
百八十一　六次産業化市場規模拡大対策整備交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第六項及び第八十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第十二号中「第十五号、第十六号及び第十八号」を「第五号、第十六号、第十七号及び第十九号」に改め、同条第七項第一号中「第十五号及び第十八号」を「第五号、第十六号及び第十九号」に改め、同項第二号中「第八号及び第十号」を「第九号及び第十一号」に改め、同項第三号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の円滑な避難の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に係る補助金の交付

第五十二条第一項第三号中「及び第十五号」を「、第六号及び第十六号」に、「委託費」を「補助金又は委託費」に改め、同項第四号中「前条第七項第十八号」を「前条第七項第十九号」に改め、同項第八号ハ中「第六号から第十四号まで」を「第七号から第十五号まで」に、「同項第十七号」を「同項第十八号」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三